

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

- ・「令和7年度 生産性向上セミナー ～よりよい介護現場のために業務改善でできること～」（動画配信）
- ・「経営コンサルタントによる個別相談～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～」
- ・令和7年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 事業計画書(ア)福祉避難所、(イ)災害時協定締結事業所) 受付開始のお知らせ
- ・令和7年度訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業のご案内。
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
- ・令和6年度介護職員等処遇改善加算の実績報告書をご提出ください
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業のご案内
- ・令和7年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)募集中です！
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「日本BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第2期)の御案内
- ・令和7年度認知症サポート医地域連携促進事業の開始について～「とうきょうオレンジドクター」の認定と情報発信・活動促進～
- ・「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定及び「アクションbook(啓発冊子)」の作成について
- ・東京都消費生活総合センターからのお祝い Part3 & 高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

令和7年7月1日発行第252号

お知らせ

- 「令和7年度 生産性向上セミナー ～よりよい介護現場のために業務改善でできること～」（動画配信）

視聴無料

令和7年度

公益財団法人  
東京都福祉保健財団  
【介護現場改革促進等事業】

# 生産性向上セミナー

～よりよい介護現場のために業務改善でできること～

東京都福祉保健財団では、都内介護事業所等の皆様に生産性向上が求められる背景や具体的な業務改善の手法をお伝えするための動画を作成しました。

「介護現場における生産性向上」は、職場全体で**業務の改善活動**を実施し、利用者と接しない「間接業務時間」を効率化して活用可能な時間を創り、その時間で利用者支援を充実し**介護サービスの質の向上**を目指す取組です。

本セミナーでは、**業務改善を通して介護現場の職場環境をより働きやすく変えていく**ために、改善活動の進め方や実際に業務改善に取り組んだ事例のご紹介等、施設長やリーダー層の皆様が活動を進めるために役立つ情報をお伝えします。

今年度は新たに5事業所より業務改善に取り組んだ現場の生の声をお届けします。

昨年度お申込みいただいた施設・事業所の皆さまも、ぜひ、お申込みください！

### ○対象事業所、推奨する受講者

- (1)対象事業所(法人本部含む)  
都内介護事業所
- (2)推奨する受講者
  - ①経営者または施設長
  - ②現場で中心的な役割を果たすリーダー層の職員

### ○主な配信内容(約100分)

- (1)介護現場における生産性向上の取組とは
- (2)業務改善に向けた具体的な取組紹介
- (3)業務改善の進め方
- (4)業務改善事例



## ○申込方法

「オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。  
(財団ホームページのリンクからもアクセスできます)



オンライン

【オンライン受付システム】 <https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>

【財団ホームページ】 [https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/seisan\\_seminar/](https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/seisan_seminar/)

## ○申込締切

**11月18日(火曜日)※最終締切**



### 受講者の声

「生産性向上」というワードから非常に難しいイメージを持っていましたが、身近な改善から始められるということが理解できました。

何よりも、現場の職員の声が大切で、取組の職員自らが考えることで成果に結びつき、サービスの向上につながることを実感しました。

具体的な成功事例があり、課題と改善要因がとても分かりやすかった。

他施設の取組みが具体的に知れてためになった。ちょっとした気づきから、業務の見直しを行うことで改善につながっていくのだと思った。



生産性向上の取組をすると、今よりさらに魅力的な事業所になるかもしれません。  
一度受講されてみてはいかがでしょうか？



## ○問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様を応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー担当) 富山・南

TEL:03-3344-7275

FAX:03-3344-8531



生産性向上セミナー  
サイト



○ 「経営コンサルタントによる個別相談  
～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～」

お知らせ

東京都  
補助事業

経営コンサルタントによる  
**個別相談**

参加  
無料

～介護現場の生産性向上に向けた活動をサポートします～

介護現場の業務改善を行うには、プロジェクトチームを立ち上げる等、組織が一枚岩となって取り組むことが必要不可欠です。しかし、プロジェクトチームを結成したけれども、実施方法や手順、組織全体での進め方など、悩まれている事業者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

本事業では、そうした事業者の方を対象に、経営コンサルタントが1事業所あたり計4回の個別支援を行うことで、事業所の行う業務改善をサポートいたします。

1 開催目的

都内の介護事業所に対して、生産性向上の取組に向けた「個別支援」の機会（訪問・オンライン・電話・メール等）を提供し、各事業所の業務改善を支援することで、事業所が介護サービスを効率的かつ継続的にを行うことを目的としています。



2 対象者

都内の介護保険法上の事業所

※対象の事業所については、東京都福祉保健財団ホームページをあわせてご参照ください。

3 利用条件

- (1) 財団より令和7年8月1日より配信予定の生産性向上セミナー（動画）を視聴し、アンケートに回答すること。（アンケートは申込事業所ごとにご提出ください）
- (2) 法人は事業所の相談内容や課題をヒアリングし、本事業に参加する意思を確認の上、申込みをすること。
- (3) 組織の業務改善のため、プロジェクトチームを結成する等、組織全体で取り組む意向のある事業所であること。
- (4) コンサルタント支援を受けた後、取組事例を都内の事業所に紹介するために令和8年度以降の生産性向上セミナー等に際して、事例発表等の協力をするよう努めること。

4 個別相談の流れ

時期	事業所さま	コンサルタント
9月12日（金）	集合研修（オンライン）	相談支援
10月	4回の個別相談で一定の成果を出すために、各事業所における責任者及びプロジェクトメンバーを対象とし、実施します。詳細は参加決定時に通知します。	⚠️ 全4回、各回2時間 ⚠️ チームでご参加ください。 日時は柔軟に対応可能です。
⋮	ガイドラインを活用した課題の抽出	課題解決のための助言
⋮	課題解決に向けた目標の設定	進捗管理
⋮	改善活動 実施と振り返り、進捗の管理	改善活動の継続に向けたサポート
2月	振り返りと今後の業務改善を整理	

## 5 実施規模(上限)

### 20事業所

※ 同一法人で複数の事業所を申込みことも可能ですが、申込みが実施規模を超過した場合は採択されない場合もございます。

## 6 参加申込方法

「オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください  
<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>

申込期限：令和7年8月12日（火曜日）



オンライン  
受付システム

## 7 参加決定後の流れ

参加が決定した事業所については、締切後以下の日程(予定)までに、参加決定の通知をメールでお送りいたします。  
参加決定通知送付日(予定):令和7年8月21日(木曜日)



## 8 問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様を応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー担当) 富山・南

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

メール:[genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp](mailto:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp)



個別相談(生産性向上)サイト

## ○令和7年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 事業計画書((ア)福祉避難所、

## (イ)災害時協定締結事業所)受付開始のお知らせ

## 申請区分(ア)福祉避難所及び申請区分(イ)災害時協定締結事業所にかかる事業計画書受付開始のお知らせ

- ◇ 令和7年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業における申請区分(ア)福祉避難所、申請区分(イ)災害時協定締結事業所の事業計画書の受付を開始します。  
今年度、申請区分(ア)もしくは(イ)で申請する法人は、事業計画書の提出が必須です。  
(単年度事業のため、継続して申請する宿舎についても毎年度の申請が必要です。)  
なお、福祉避難所協定や災害時協定の締結については、事業所が所在する区市町村の高齢福祉・介護保険主管課へお問い合わせください。
- ◇ 今年度の申請にあたっては、東京都福祉保健財団のホームページに掲載している「助成金の手引」を必ず確認してください。  
申請を検討している法人向けのパンフレットや、書類の作成方法をまとめた「記入例集」もホームページからダウンロードできます。ぜひご参照・ご活用ください。
  - ↳ 申請区分(ア) <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/a/>
  - ↳ 申請区分(イ) <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/i/>
- ◇ 事業計画書受付期間：**7月1日～8月22日(必着)** 締切厳守  
≪ 令和6年度に助成を受けている法人は **7月1日～7月31日(必着)** ≫
- ◇ 申請区分(ウ)災害要件なし事業所については、**11月4日**より交付申請の受付を開始します。  
※申請区分(ウ)は事業計画書の提出はありませんが、年度の途中で申請区分を(ウ)から(ア)に変更する、もしくは(ウ)から(イ)に変更する予定がある場合は、事業計画書の提出が必要ですので、ご注意ください。
- ◇ 事業概要や書類の記入方法についての説明動画を公開しています。  
掲載ページ(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>)よりご確認ください。

## 【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>



# ○令和7年度訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業のご案内

お知らせ

東京都では、訪問系介護サービスに従事している職員の暑さ対策を支援し職場環境の改善を図るため、「訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業」を実施します。ご関心のある事業所様におかれましては、下記案内や要綱等をご一読の上、是非申請をご検討ください。

## 1. 事業について

記録的な猛暑が続く中、自転車などで高齢者宅を移動し、サービスを提供する訪問系介護サービスに従事している職員の暑さ対策を支援し、職場環境の改善を図るため、暑さ対策グッズ等の購入経費を補助します。

## 2. 対象サービス種別

都内に所在する下記事業所が対象です。

- ・訪問介護
- ・(介護予防)訪問入浴介護
- ・(介護予防)訪問看護
- ・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型介護看護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・居宅介護支援

## 3. 対象経費

暑さ対策・熱中症対策に資する物品の購入に要する経費が対象です。

<具体例>

- ・ファン付き作業着:空冷ファンにより服の内側を冷やす上着
- ・保冷剤入りベスト:保冷剤などをポケットに入れることで体を冷やす上着
- ・首掛け扇風機:首に掛けて使用する小型の扇風機 など

※原則、単価が1,000円(税抜)以上のものが対象です。

※令和7年4月1日から12月31日までに購入する物品が補助対象となります。

※消費税及び地方消費税を除きます。

※より詳細な具体例は「7. 申請方法」に掲載しているHPをご確認ください。

## 4. 補助基準額

職員数10人以下の事業所	上限10万円
職員数11人以上20人以下の事業所	上限20万円
職員数21人以上30人以下の事業所	上限30万円
職員数31人以上40人以下の事業所	上限40万円
職員数41人以上の事業所	上限50万円

※補助金の支給額は補助基準額に補助率を乗じた金額になります。

※職員数は常勤・非常勤を問いませんが、訪問をしない場合は対象外です。

## 5. 補助率

4分の3

## 6. 申請から補助金交付までの流れ

- (1) 交付申請受付期間 令和7年6月27日(金)から8月29日(金)
- (2) 交付決定期間 令和7年7月下旬頃から9月下旬頃
- (3) 実績報告受付期間 令和8年1月5日(月)から2月13日(金)
- (4) 補助金支出 令和8年3月下旬頃から5月下旬頃

※申請は事業所単位で行います。

※令和7年4月1日から12月31日までに購入する物品が補助対象となります。

※申請後、申請内容についての確認や不備対応のためご連絡をさせていただく場合があります。

## 7. 申請方法

<https://kaigoatsusataisakuhojokin.metro.tokyo.lg.jp>

※上記 HP「申請から補助金交付までの流れ」にて掲載のとおりです。

## 8. 問合せ先

キャリア・コンサルタント協同組合 TEL 050-3529-7609

mail:[chosa@ccco.jp](mailto:chosa@ccco.jp)

受付期間 9:00～18:00(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く)

申請郵送先 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-8-3 小川町北ビル 8F

本事業はキャリア・コンサルタント協同組合に委託して実施いたします。

## ○居住支援特別手当事業に関するお知らせ

お知らせ

- (1) R6年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月29日(金)まで
- (2) R7年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに
- (3) アンケート御礼・ポータルサイト更新

(1) 令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付開始  
令和6年度にご申請いただいた事業者は、**実績報告が必要**です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和6年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくことになります。

**【令和6年度実績報告 受付期限】 8月29日(金)まで**

(2) 令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中  
昨年度は多くのご申請をいただき、現場の職員の方からも喜びの声を頂戴しております。未申請の法人におかれましては、お早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

**【令和7年度交付申請 受付期限】 12月26日(金)まで**

(3) アンケート御礼・ポータルサイト更新のお知らせ

先日まで実施しておりました本事業に関するアンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

(6月18日受付終了)

ご回答いただいたご意見等を参考にさせていただき、本事業をより活用しやすい事業にしていきたいと思います。

また、ポータルサイトの制度説明資料や手当の支給方法に関する資料も更新、追加しておりますので、是非ご覧ください。

## ● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

### 【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

### 【支給額】

- 職員1人当たり年間最大24万円  
(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

### 【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)



お知らせ

○ **令和6年度介護職員等処遇改善加算の実績報告書をご提出ください**

令和6年度に介護職員等処遇改善加算の算定をした全ての法人(事業者)は、**令和7年7月31日(木曜日)まで**に実績報告書を提出する必要があります。様式や記載例、提出方法などについては、ホームページをご覧ください。

**【ホームページ】**

○東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 >  
令和6年度介護職員等処遇改善加算(こちらは介護保険が対象です)  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/r6\\_shoguu](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/r6_shoguu)



**【処遇改善加算お問合せ専用電話】**

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4305・4343 (直通)  
※受付時間: 平日9時00分~17時00分(12時00分~13時00分を除く)

**【お問合せ】**

上記のホームページに質問フォームを設けております。お問い合わせの際にご利用ください。

## ○ 介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業のご案内

お知らせ

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、今年度も本事業を実施いたします。ただいま、申請の受付を行っておりますので、ご案内いたします。

### 1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

#### (1) 事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

#### (2) 対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

##### ① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

##### ② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

### 2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

#### (1) 事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

#### (2) 対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

- ・介護老人福祉施設(定員 29 名以下は除く。)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

### 3 申請期間

事前申請フォーム: **令和7年7月25日(金曜日)まで**

### 4 お問い合わせ先

東京都介護サービス事業所等物価高騰支援金事務局

電話: 0120-832-835

(受付時間: 9:00-18:00(土日祝日を除く))

[事業の概要、申請方法等詳細については事務局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。](#)

(介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業について)

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo\\_r7bukkakoutou](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo_r7bukkakoutou)

(特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業について)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bukkakoutou7>

## ○令和7年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)募集中です！

(公財)東京都福祉保健財団では「ヒヤリハット事例を交えたリスク管理の重要性と福祉用具を使った安全で質の高いケア」をテーマに、福祉用具講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

### 1 内容

介護スタッフの腰痛問題について解説した上で、福祉用具を使用した**移乗等**の実演を行いながら、安全で質の高いケア、福祉用具選定のポイント等を講義する内容となっています。(移乗に関する介護テクノロジー機器のスライド紹介もあります！)

また、ヒヤリハット事例を交え、福祉用具の事故リスク管理の重要性について理解を深めていただきます。

2 受講対象 都内介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の職員の方等

3 講習日程 令和7年7月14日(月曜日) 13時00分～16時00分

4 講師 伊藤 勝規 氏 (NPO法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事長、  
福祉用具プランナー研究ネットワーク 副代表、福祉用具プランナー管理指導者)

5 講習会場 東京都社会福祉保健医療研修センター講堂 (東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅徒歩 10 分)

6 定員 定員:140名(先着順)

7 受講料 無料

8 申込期限 令和7年7月4日(金曜日)まで

9 申込方法 財団ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記アドレス宛にメールにて申込書をお送りください。先着順にて受講決定の通知をお送りします。

財団 HP: [https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_shisetsu/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shisetsu/)

申込専用アドレス: [yougumoushikomi@fukushizaidan.jp](mailto:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp)

【お問い合わせ】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

TEL 03-3344-8514

# ○令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



🔍 東京都訪問看護推進総合事業

## <R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) ※ステーションにおいては、管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R7年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	6月27日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接お申込みください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 5月26日に受付終了しています。 (2)その他コース 別途ご案内します。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に受託して実施します。	研修の申し込みを受け付け中です。 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 <a href="https://ikiikianshin.com/">https://ikiikianshin.com/</a>
	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。  
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560



## ○「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第2期)の御案内

東京都では、日本版 BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

この度、第2期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi//torikumi/careprogram/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/index.html)

【認知症チームケア推進加算について】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html)

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html)

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について> ※第2期

【形式】eラーニング研修(標準所要時間 4 時間)

【目的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】令和7年7月7日(月)～令和7年8月1日(金)

【対象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 東京都内に所在する事業所等であること。
- ② ケアプログラムの申請窓口となっていない区市町村に所在する事業所等であること。  
※ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。  
※ケアプログラムの申請窓口となっている区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/kushityouson/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/kushityouson/index.html)

- ③ アドミニストレーター研修修了後、別途実施するフォローアップ研修(ZOOM によるオンライン形式で120分×2日間)に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

アドミニストレーター研修を受講された方は、フォローアップ研修も受講する必要があります。

<令和7年度 第2期フォローアップ研修日程>

1日目:8月8日(金)

2日目:10月3日(金)

※研修時間:午前10-12時、午後2-4時

【費用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【7月11日(金曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))> ※再掲

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html)

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当 TEL 03-5320-4277

## ○ 令和7年度認知症サポート医地域連携促進事業の開始について

お知らせ

### ～「とうきょうオレンジドクター」の認定と情報発信・活動促進～

東京都においては、地域の各関係機関等と連携して活動ができる認知症サポート医を、「とうきょうオレンジドクター」に認定・公表することで活動を促進し、地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図ることを目的に、令和6年度から「認知症サポート医地域連携促進事業」を開始しております。

「とうきょうオレンジドクター」は、認知症のある方への診療や診断後支援、地域での取組（認知症カフェ、講演会、研修など）等に協力できる医師ですので、ぜひ連携いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 1 事業内容

##### (1)「とうきょうオレンジドクター」の認定

認知症診療歴5年以上などの一定の基準を満たすほか、診断書作成や対応が難しい方に対する支援等への協力について地域包括支援センターと合意した認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」として認定し、公表・周知する。 ※令和6年度認定者数:114名

##### (2)「とうきょうオレンジドクター」の情報発信・活動促進

「とうきょうオレンジドクター」に関するリーフレットの作成・配布や活動報告会の開催等により、活動内容について情報発信するとともに、活動促進を図る。

#### 2 事業スケジュール(予定)

令和7年7月28日(月) 認定申請受付開始(令和7年度分)

令和7年10月31日(金) 認定申請受付終了(令和7年度分)

令和8年2月頃 「とうきょうオレンジドクター」の認定及び公表(令和7年度分)

※認知症サポート医とは(国制度)

国が定める認知症サポート医養成研修を修了した医師。

〈東京都 HP〉

認知症サポート医名簿

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/soudan/iryuu\\_kikan/support\\_meibo/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/soudan/iryuu_kikan/support_meibo/index.html)

# ○「東京都新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定及び「アクションbook（啓発冊子）」の作成について

お知らせ

○東京都では、本年5月16日に、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、『東京都新型コロナウイルス等対策行動計画』を改定しました。この計画では、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、準備期、初動期、対応期と発生状況に応じて、13の項目について対策を講じることとしています。

○また、都行動計画の概要や感染症に関する情報をわかりやすくまとめた「次の感染症危機に備える！アクションbook」も作成しました。基本的な感染対策や平時からの備蓄等についてなど、居住型や通所型の施設、訪問介護等の場面でも参考にしていただける内容となっています。是非ご覧ください！

○都行動計画及びアクションbookは東京都防災ホームページに掲載しています（アクションbookはデジタルブックの形でもご覧いただけます）。

・東京都新型コロナウイルス等対策行動計画

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000367.html>

・次の感染症危機に備える！アクションbook

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000031/1030524.html>



○アクションbookの概要版チラシも作成しましたので、掲示するなどしてご活用いただけると幸いです。（ホームページからプリントアウトできます。）

次の感染症危機に備える！  
アクションbook

都民の皆様実践していただきたいことをまとめた  
デジタルブック\* を作成しました。ぜひ、ご覧ください！  
\* web上でブラウザから読んでもいただけます！

東京都新型コロナウイルス等対策行動計画  
のポイントをわかりやすく解説！

- ✓ 家庭・職場での備蓄の推奨
- ✓ 基本的な感染対策 など

「東京都新型コロナウイルス等対策行動計画（都行動計画）」は、**新型コロナウイルス等への対策に関する基本的な方針や都が行う対策の選択数**を示すものです。

東京都では、令和7（2025）年5月に、**12年ぶりに都行動計画を抜本改定**しました。

この冊子には、都民の皆様にとっていただきたい**都行動計画の概要**や家庭・職場での備蓄の取組、基本的な感染対策等の**感染症に関する情報**を盛り込みました。

内容

1. 都行動計画・新型コロナウイルス等について
2. 正確な情報入手しよう！
3. 次の感染症危機に備えよう！
4. 都行動計画の構成

HPで公開中！

東京都  
総務局総合防災部防災対策課 令和7（2025）年5月

○お問い合わせ先は以下のとおりです。

・作成物に関すること

総務局 総合防災部 防災対策課 電話 03-5320-7638

・施設等への周知に関すること

保健医療局 企画部 健康危機管理調整課 電話 03-5320-4249

## ○東京都消費生活総合センターからのお願い Part3 & 高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

### ■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part3

#### 分電盤の点検商法が激増しています！！

かいてき便り5月号・6月号で、「在宅時間が長い高齢者は、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすい」という特徴があることをお知らせしました。最近特に多いのが**分電盤の点検商法**です。あらかじめ「点検に行く」という電話がかかってくる場合もありますが、突然訪問してくる場合もありますので、注意が必要です。点検の結果、「**すぐに交換しなければ漏電して火事になる**」などと不安をあおり、その場で分電盤交換の契約を迫る手口もみられますが、**こうしたケースでは、多くの場合、交換は不要**です。分電盤に関しては、4年に1度の無料の法定点検があり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行っています。法定点検の時期まで期間があいている、すでに長期間使用しているなど、どうしても不安な場合は、電力会社に相談してみましょう。

なお、分電盤の点検及び交換工事でも、事業者が突然訪問してきて契約するような場合は、訪問販売にあたるのでクーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフの期間が過ぎていたとしても、書くべきことがきちんと書かれた契約書を受け取っていなかったり、判断力の低下がある高齢者に勧誘を行うなど、勧誘方法に問題がみられたりする場合は、消費生活センターで(相手業者との)交渉が可能であることは前号でお知らせしたとおりです。

**被害かな？と思ったら、まずは消費生活センターにご相談ください。**

### ■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

#### ◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

#### ◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

#### ◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京暮らしWEB

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

**【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局**

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

**【連絡先】**

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331